

「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針案」に関する意見

令和6年3月7日
(公財)日本生態系協会
会長 池谷奉文 (いけやほうぶん)
※団体としての意見
〒171-0021 東京都豊島区西池袋 2-30-20 音羽ビル
Tel : 03-5951-0244 Email : head_office@ecosys.or.jp

「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針案」に関する意見を提出させていただきます。御検討等のほどよろしくお願いいたします。

記

意見 1

【該当箇所】 p.4 の 35 行目 ※「1. 本指針作成の目的」の部分

【意見】

「本指針は、森林経営計画の運用において活用することも念頭に取りまとめを行う。」とあります。この一文中「森林経営計画の運用において」とされている部分を「森林経営計画制度の運用において」又は「森林経営計画の作成及び実行において」とする。

【説明】

「森林経営計画の運用」との表現ですと、計画作成後の実行段階を指すようにも感じられます。p.22 の 33-34 行目、p.23 の 4 行目に「森林経営計画の作成」とあります。森林分野におけるネイチャーポジティブの実現に向け、森林経営計画の作成の段階から本指針の活用が期待されることを明確にするため、「森林経営計画制度の運用において」又は「森林経営計画の作成及び実行において」と修文する必要があります。

意見 2

【該当箇所】 p.5 の 15-16 行目 ※「2. 本指針の対象」の部分

【意見】

本指針は、森林組合等の林業事業者等のみならず、「生態系ネットワークを考慮して異なる生態系タイプや土地利用を一体的なフィールドとする活動（水田で採餌するトキの営巣木の確保...）を実施する者にとっても、参考となることが期待される」とされています。

この一文中「水田で採餌するトキの営巣木の確保」とされている部分を「水田で採餌するトキ、コウノトリ、サシバ等の営巣木の確保」とする。

【説明】

森林、水田、また、河川（水系）等、異なる生態系タイプや土地利用を一体的なフィールドとする生態系ネットワークを考慮した活動例として、佐渡島における「水田で採餌するト

キの営巣木確保」が挙げられています。この観点から、ネイチャーポジティブの実現に向け、望まれ、拡大が期待される取組として、現在、本州、四国及び九州の各地で、多様な主体の連携下で行われているコウノトリ、サシバを指標種・シンボル種とした取組があります。

コウノトリは、営巣にかつてアカマツの大木がよく利用されていたと言われていましたが、現在、営巣に適した大木がほとんどなくなってしまったことなどから、人工巣塔に営巣しているという現状があります。サシバは、主に谷津田に生息し、アカマツやスギなどの針葉樹を営巣木としてよく利用すると言われていています。これら2種は、いずれも森林で営巣し、水田、河川（水系）等で採食をする生態を持つ、生態ピラミッドの頂点に位置する大型の鳥類です。これらの鳥類を指標種・シンボル種として、各地で、生物多様性の維持・回復とともに、社会・経済面への波及効果を考えた持続可能な地域づくりが行われています。

ネイチャーポジティブの実現に向け今回出される本指針において、期待される生態系ネットワーク形成の例として、本州等での森林組合等の林業事業者等の皆様に「生態系ネットワーク」とは何かを少しでも分かりやすく伝える意味も含め、トキに加え、コウノトリ、サシバを例示する必要があります。

意見 3

【該当箇所】 p.8 の 12-13 行目 ※「4. 森林におけるネイチャーポジティブの実現に向けた課題」の部分

【意見】

「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）」について、令和5年3月31日に一部改正されていることを追記する。

【説明】

改正前の指針を指しているようにも読めるため、令和5年3月31日に一部改正されていることを追記する必要があると考えます。

意見 4

【該当箇所】 p.11 の 31-32 行目 ※「5. 生物多様性保全に向けた森林管理手法」の部分

【意見】

「森林ポジティブ計画」は、例えば、森林法に基づく森林経営計画が該当し、「森林の経営に関する長期の方針」に生物多様性保全に関連する事項を記載した上で…」とあります。

この一文の始めの部分を「具体的には森林経営計画については、「森林の経営に関する長期の方針」に生物多様性保全に関連する事項を記載した上で…」とする。

【説明】

今の案文では、全ての森林経営計画が「森林ポジティブ計画」に該当すると読めます。しかし、全ての森林経営計画に、「森林ポジティブ計画」でもありとしっかり評価できるような「生物多様性を高めるための具体的な取組方針」「モニタリングに関する事項」（p.11 の 28-29 行目）が盛り込まれているわけではないと考えられます。このことから、上記意見のように修文する必要があります。

意見 5

【該当箇所】 p.20 の 8 行目 ※ 「5. 生物多様性保全に向けた森林管理手法」の部分

【意見】

里山林保全の例として「水系や水田等、周辺の生態系との連結性を考慮した一体的な里山環境の整備」とあります。

この一文の始めの部分に「トキ、コウノトリ、サシバ等を指標種とした」を加え「トキ、コウノトリ、サシバ等を指標種とした水系や水田等、周辺の生態系との連結性を考慮した一体的な里山環境の整備」と、分かりやすくする。

【説明】

p.5 の 15-16 行目の部分に関して、意見 2 として、トキ同様、いずれも里山の代表的指標種で、本州、四国、九州の各地で取組が行われているコウノトリ、サシバのことを書かせていただきました。

全国各地の森林組合等の林業事業者の皆様におかれましては、必ずしも生物多様性に詳しい訳ではありません。「生態系ネットワーク」と同様のことを意味するこの「水系や水田等、周辺の生態系との連結性を考慮した一体的な里山環境の整備」の部分について、「周辺の生態系との連結性」の意味を分かりやすくする意味から、「トキ、コウノトリ、サシバ等を指標種とした」を加える必要があります。

以上